

平成29年度社会福祉法人等指導監査実施計画

社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱第10条、介護保険施設等指導・監査実施要綱第7条及び障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱第7条の規定に基づき、平成29年度の社会福祉法人及び社会福祉施設等、介護保険施設等及び障害福祉サービス事業者等(以下、「社会福祉法人等」という。)に対する指導監査又は指導及び監査(以下、「指導監査等」という。)の実実施計画を次のとおり定める。

1 実施方針

社会福祉法人等に対する指導監査等については、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ、社会福祉法人等の適正な運営の確保を図るため、特に次の事項に留意して実施する。

また、平成28年3月31日に成立・公布された改正社会福祉法に的確に対応しているか、その状況を確認する。

なお、施設等の指導監査等の実施にあたっては、各市と連携し、効果的な指導監査等を実施することとする。

(1) 社会福祉法人及び社会福祉施設等

①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守と内部牽制ガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保

②入所者・利用者の人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保

③職員の意欲の向上につながる就業環境の確保

④法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

(2) 介護保険施設等

①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上

②保険給付の適正化

③利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭においた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(3) 障害福祉サービス事業者等

①障害福祉サービス等の質の確保と向上

②自立支援給付の適正化

③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

④市町村事業との整合性の確保

2 重点指導項目

社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化等が求められ、これらに適切に対応する必要がある。今年度は、これらを中核に据えた上で、従前からの一般監査(介護保険事業及び障害福祉サービス事業にあつては「指導」)において特に指摘事項の多かった項目、又これまでの特別監査及び監査(介護保険・障害福祉サービス事業関係)を実施するに至った不祥事案の発生原因を重点指導項目として設定する。

また、昨今の大規模な自然災害、不審者等による刑事事件の発生を受け、利用者の安全確保が重要視されており、これらへの対策及び具体的な取り組み状況について、重点事項点検表又は調書に項目を設け確認を行う。

(1) 法人本部

①組織運営関係

ア 定款の整備

イ 適正な評議員及び役員等の選任手続及び理事会・評議員会運営体制の確保

ウ 監事監査機能の強化

エ 定款、計算書類等の備え置き、情報の公表

②管理関係

ア 経理規程に則した適正な会計処理

イ 適切な資産管理

ウ 情報公開の推進

(2) 社会福祉施設等

①利用者、入所者の処遇（支援）関係

ア 適切な個別処遇（支援）計画、保育課程の策定、見直し及び記録の整備

イ 利用者の人権の尊重の取り組みの推進

- ・ 苦情解決の取り組みの確立
- ・ 身体拘束禁止への取り組みの推進
- ・ 虐待等の防止

②施設運営管理関係

ア 運営規程等諸規程の整備

イ 防災・防犯対策の充実、強化

- ・ 防災計画の策定及び非常時の連絡・避難体制の確立
- ・ 消火訓練・避難訓練の適正実施
- ・ 不審者等への的確な対応、侵入の防止対策

ウ 事故の予防と事故発生時の適切な対応

- ・ 事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員へ周知徹底

エ 利用者預り金の適正な管理

(3) 介護保険施設等

ア 人員、設備及び運営に関する基準の遵守

イ 業務管理体制の整備

ウ 介護報酬の請求事務の適正化

エ 個別サービス計画の策定、見直し及び記録の整備

オ 虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進

- ・ 虐待防止及び身体拘束禁止についての認識の普及と制度理解の徹底
- ・ 虐待防止及び身体拘束廃止に向けた個別サービス計画を含む「一連のプロセス」に基づくサービス提供の推進
- ・ 苦情解決の取り組みの推進

カ 防災・防犯対策の充実、強化

- ・ 防災計画の策定及び非常時の連絡・避難体制の確立
- ・ 消火訓練・避難訓練の適正実施
- ・ 不審者等への的確な対応、侵入の防止対策

キ 事故の予防と事故発生時の適切な対応

- ・ 事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底

ク 利用者預り金の適正な管理

(4) 障害者支援施設及び障害福祉サービス事業者等

ア 人員基準、施設基準、運営基準の確保

イ 自立支援給付の算定及び取り扱いの適正化

ウ 利用者等に求める金銭の支払い範囲及び負担額の受領

エ 重要事項の説明及び掲示

オ 個別支援計画の策定、見直し及び記録の整備

カ 虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進

- ・ 虐待防止及び身体拘束禁止についての認識の普及と制度理解の徹底
- ・ 虐待防止及び身体拘束禁止に向けた個別支援計画の策定と個別支援計画に基づくサービス提供の推進
- ・ 苦情解決の取り組みの推進

- キ 防災・防犯対策の充実、強化
 - ・非常時の連絡・避難体制の確立
 - ・消火訓練・避難訓練の適正実施
 - ・不審者等への的確な対応、侵入の防止対策
- ク 事故の予防と事故発生時の適切な対応
 - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底
- ケ 利用者預り金の適正な管理
- コ 複数の事業主体からのサービスを組み合わせて実施している事業所の運営の適正化
 - ・地域生活支援事業の実地指導主体である市町村と合同の実地指導の実施など

3 社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態及び実施時期

社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態、及び実施時期については、別に定める。

4 監査調書及び指導調書

- (1) 監査調書及び指導調書種類は別表のとおりとする。
- (2) 種類ごとの監査調書及び指導調書の内容は別に定める。

(別 表)

種 別	監 査 調 書 等
法人本部	社会福祉法人監査調書【法人本部】、【会計管理編】
生活保護	生活保護施設監査調書
児 童	指定障害児入所施設監査調書（児童福祉施設（障害児）福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）、指定障害児通所支援事業者指導調書
	保育所監査調書・保育所台帳 幼保連携型認定こども園監査調書・施設台帳
	児童福祉施設監査調書 （助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム）
障 が い	障害者支援施設指導監査調書
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（共同生活援助）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（短期入所）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（療養介護）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（重度障害者等包括支援）
	指定障害者支援施設指導調書 指定一般相談支援事業者指導調書 指定自立支援医療機関指導調書
老 人	養護老人ホーム監査調書 有料老人ホーム監査調書 *介護保険関係は事前に提出を求める指導調書なし（自己点検表有り）

平成29年度 出雲市社会福祉法人指導監査実施計画

出雲市社会福祉法人指導監査実施要綱第7条の規定に基づき、平成29年度の社会福祉法人に対する指導監査の実施計画を次のとおり定める。

1 実施方針

社会福祉法人に対する指導監査については、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ、社会福祉法人の適正な運営の確保を図るため、次の事項に留意して実施する。

特に、平成28年3月31日に成立・公布された改正社会福祉法に的確に対応しているか、その状況を確認する。3に定めるところにより計画的に実施するほか、必要に応じて重点的、機動的に実施する。

なお、島根県の行う社会福祉施設の指導監査等と連携し、より効果的に実施することとする。

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び施設運営の確保
- ②法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

2 重点指導監査項目

社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化等が求められ、これらに適切に対応する必要がある。今年度は、これらを中核に据えた上で、従前からの一般監査において特に指摘事項の多かった項目、他でみられた特別監査を実施するに至った不祥事案の発生原因を、重点指導項目として設定する。

【法人本部】

- ①組織運営関係
 - ア 定款の整備
 - イ 適正な評議員及び役員等の選任手続及び理事会・評議員会運営の確保
 - ウ 役員及び評議員に対する報酬等の基準の制定
 - エ 監事監査機能の強化
 - オ 定款、計算書類等の備え置き、情報の公表
- ②管理関係
 - ア 経理規程に則した適正な会計処理
 - イ 適切な資産管理

3 指導監査の対象・実施時期及び実施形態

指導監査の対象、実施時期については別に定める。また、実施形態については実地監査とする。

4 監査調書

監査調書の様式は「社会福祉法人監査調書【法人本部】【会計管理編】」とし、内容は別に定める。